

岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

#### 岩手県条例第15号

岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年岩手県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第1項に規定する職員</u></p> <p>(7)～(13) [略]</p> <p><u>(14) [略]</u></p> <p><u>(15) [略]</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第18条第1項に規定する職員</u></p> <p>(7)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に規定する教育長</u></p> <p><u>(15) [略]</u></p> <p><u>(16) [略]</u></p>

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。

(1) [略]

(2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの上欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項に規定する職員

イ～エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) [略]

(24) [略]

4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。

(1) [略]

(2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの上欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第2項に規定する職員

イ～エ [略]

オ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項に規定する教育長

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

(3) [略]

(在職期間の計算)

第5条 [略]

2～4 [略]

5 前2項に規定するもののほか、退職年金の算定の基礎となるべき在職期間については、他の都道府県の退職年金条例に規定する教育職員（第1条第3項第8号ウ及び第18号に掲げる者に限る。）又は市町村の退職年金条例に規定する教育職員（第1条第4項第1号ウに掲げる者に限る。）を岩手県退隠料等条例第1条第2項第9号及び第10号に掲げる職員（校長、教諭及び養護教諭に限る。以下「小学校等の教育職員」という。）と、他の都道府県の準教育職員（学校教育法第1条に規定する高等学校の常時勤務に服することを要する講師を除いた者に限る。）又は市町村の準教育職員（同法同条に規定する幼稚園の助教諭、養護助教諭及び常時勤務に服することを要する講師に限る。）を岩手県退隠料等条例第1条第2項第9号及び第10号に掲げる学校の準教育職員と、他の都道府県又は市町村の代用教員等（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号。以下「法律第155号」という。）附則第44条の3第1項に規定する代用教員等（以下「代用教員等」という。）に相当する者をいう。以下同じ。）を代用教員等とみなしたならば当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間が小学校等の教育職員としての在職期間に通算されることとなるときは、当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間（昭和22年5月3日以後における期間に限る。）を通算するものとする。この場合においては、第3項ただし書の規定を準用する。

(3) [略]

(在職期間の計算)

第5条 [略]

2～4 [略]

5 前2項に規定するもののほか、退職年金の算定の基礎となるべき在職期間については、他の都道府県の退職年金条例に規定する教育職員（第1条第3項第8号ウ及び第19号に掲げる者に限る。）又は市町村の退職年金条例に規定する教育職員（第1条第4項第1号ウに掲げる者に限る。）を岩手県退隠料等条例第1条第2項第9号及び第10号に掲げる職員（校長、教諭及び養護教諭に限る。以下「小学校等の教育職員」という。）と、他の都道府県の準教育職員（学校教育法第1条に規定する高等学校の常時勤務に服することを要する講師を除いた者に限る。）又は市町村の準教育職員（同条に規定する幼稚園の助教諭、養護助教諭及び常時勤務に服することを要する講師に限る。）を岩手県退隠料等条例第1条第2項第9号及び第10号に掲げる学校の準教育職員と、他の都道府県又は市町村の代用教員等（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号。以下「法律第155号」という。）附則第44条の3第1項に規定する代用教員等（以下「代用教員等」という。）に相当する者をいう。以下同じ。）を代用教員等とみなしたならば当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間が小学校等の教育職員としての在職期間に通算されることとなるときは、当該他の都道府県又は市町村の代用教員等としての在職期間（昭和22年5月3日以後における期間に限る。）を通算するものとする。この場合においては、第3項ただし書の規定を準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 岩手縣市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和

32年岩手県条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市町村の職員としての在職期間の通算)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定により、当該市町村の職員としての在職期間に含まれる他の都道府県の職員としての在職期間のうち、<u>条例第29号第1条第3項第19号</u>に規定する者としての在職期間については、昭和22年5月3日以後の在職期間に限るものとする。</p>	<p>(市町村の職員としての在職期間の通算)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定により、当該市町村の職員としての在職期間に含まれる他の都道府県の職員としての在職期間のうち、<u>条例第29号第1条第3項第23号</u>に規定する者としての在職期間については、昭和22年5月3日以後の在職期間に限るものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	